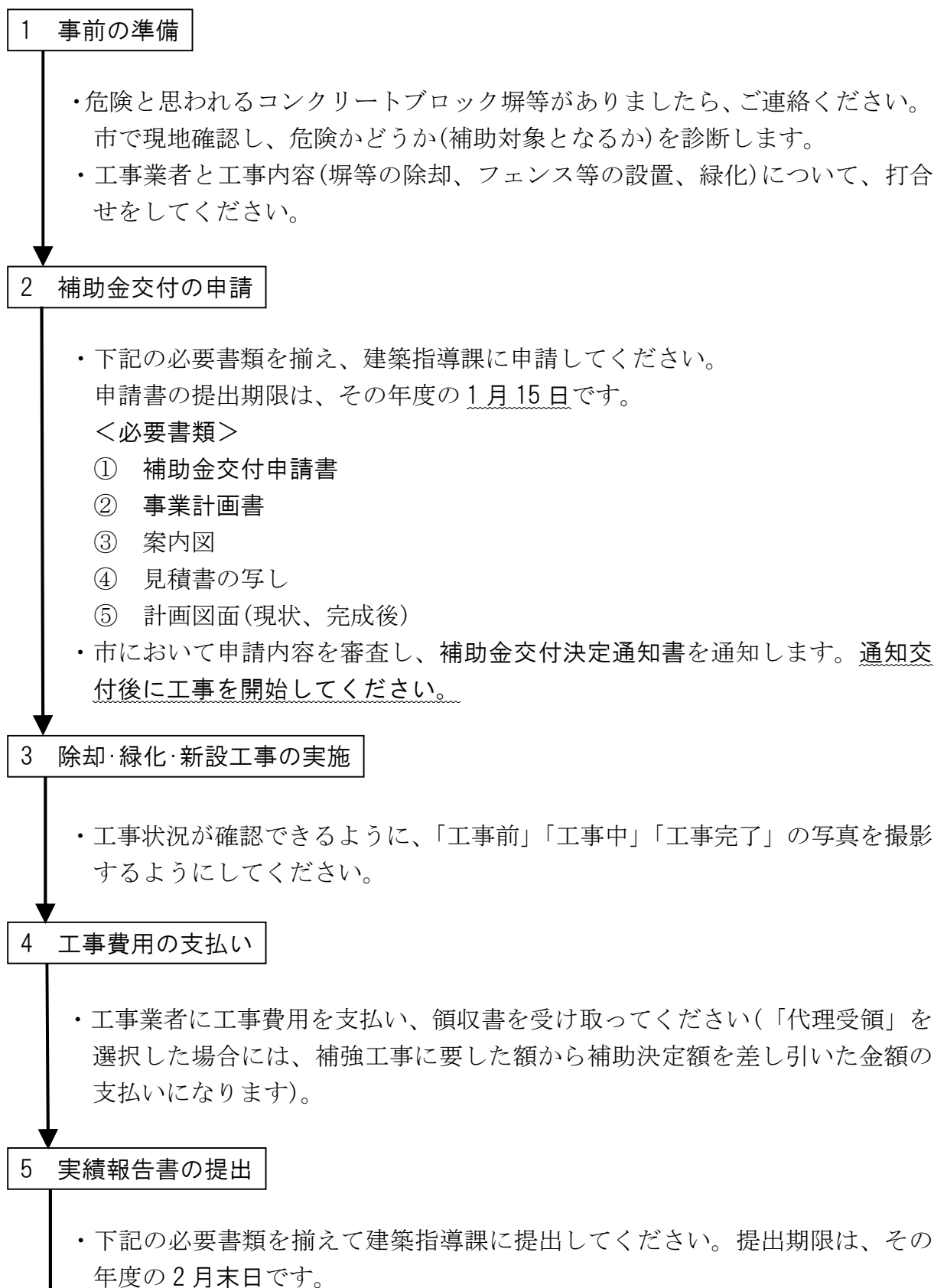


## 危険コンクリートブロック塀等の除却、 フェンス等の設置及び緑化工事補助事業の流れ



<必要書類>

- ① 実績報告書
- ② 施工前、施工中及び施工後の状況を示す写真
- ③ 施工記録等
- ④ 発生資材の処分報告書(マニフェスト)
- ⑤ 工事に要した経費に係る領収書の写し

- ・市において、交付決定した内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書  
を通知します。
- ・「代理受領」を選択する場合は、上記書類とともに、代理受領予定届出書及び  
委任状を提出してください。

※『代理受領』とは、補助を受けるかたが受注業者に工事費用を支払う際、そ  
の費用から、あらかじめ補助金額を差し引いた金額を支払う一方で、補助金  
相当額を市から工事業者に支払うものです。

6 補助金の交付請求

- ・建築指導課に補助金交付請求書を提出してください。
- ・指定された口座に振込みをします。請求書の提出期限は、その年度の3月31日  
です。